# 令和4年8月

# 飯田市議会第3回定例会

## 新旧対照表

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第58号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例 (案)

議案第60号 飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例(案)

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(最終 令和4年3月28日創	页田市条例第2号)
改正後(案)	現行
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす	第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす
る。	る。
(1) · (2) (略)	(1) · (2) (略)
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以	(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以
下同じ )が1歳6か月に遠する日(以下「1歳6か月列達	下同じ )が1歳6か月に遠する月(以下「1歳6か月列遠

- (7) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (1) (略)
- <u>イ</u> 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その 養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であ

改正後(案)	現行
	<u>る場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業を</u> している非常勤職員に限る。)
(7) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業期間の初日とする育児休業をしようとするもの (4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

改正後 (案)

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日</u>

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号 に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配 偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当し 現行

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

改正後(案)	現行
てする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児 休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末 日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当 該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当 して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業 の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初 日とする育児休業をしようとする場合	<u>ア</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該
非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の 末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、 当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該 非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に 掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休 業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をして いる場合	非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合  エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該	<u>イ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が 規則で定める場合に該当する場合

改正後 (案)

現行

当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から 2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる 場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該 当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に 該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市 長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該 当する場合)とする。
  - (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常 勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場 合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等 育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の 期間の初日とする育児休業をしようとする場合
  - (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日 において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が 当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
  - (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から 2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳 6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間において この条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日と する育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、 又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあって は、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児 休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次 の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日 において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が 当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

	у хти
改正後(案)	現行
(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日 後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことが ない場合	
	(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の5 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。
(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。	(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。

(1)~(4) (略)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した こと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定 する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規 定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭 的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用 を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこ (1)~(4) (略)

- (5) 育児休業 (この号の規定に該当したことにより当該育児休業に 係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期 間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の 承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画につ いて育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した こと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定 する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規 定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭 的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用 を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこ

#### 改正後 (案)

とその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実 が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をし なければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4 の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日とする 育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期 の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休 業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採 用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 <u>法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準</u> として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない 場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児 短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、 3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員

#### 現行

とその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実 が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をし なければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4 の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない 場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児 短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、 3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員

改正後 (案)	現行
が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により 当該子を養育するための計画について <u>育児短時間勤務計画書</u> によ り任命権者に申し出た場合に限る。)。	が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により 当該子を養育するための計画について <u>育児休業等計画書</u> により任 命権者に申し出た場合に限る。)。
(7) (略)	(7) (略)

## 飯田市手数料条例新旧対照表(最終 令和3年12月24日飯田市条例第30号)

改正後(案)	現行
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
(備考) 1~11 (略)	(備考) 1~11 (略)
別表第3 (第2条関係)	別表第3 (第2条関係)
【別記2 参照】	【別記2 参照】
(備考) 1・2 (略)	(備考) 1・2 (略)

## 【別記1】

## 改正後 (案)

区分			金額		
長期優良住宅の普及の					
促進に関する法律第6	(略)				
条第1項の規定による					
長期優良住宅建築等計	上記以外の場合		(略)		_
画の認定の申請に対す		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるも		1棟	230,000円
る審査		のであって1棟の戸数が5を超えるもの			
長期優良住宅の普及	確認書若しくは住宅性能	一戸建ての住宅		1戸	23,000円
の促進に関する法律	評価書又はこれらの写し	共同住宅1棟の戸数が5以下のもの等1棟の戸数が5を超え10以下のもの		1棟	38,000円
第6条第1項の規定	が提出された場合			1棟	<u>60,000円</u>
による長期優良住宅 維持保全計画の認定	上記以外の場合	一戸建ての住宅		1戸	73,000円
の申請に対する審査		共同住宅 1棟の戸数が5以下のもの		1棟	144,000円
		<u>等</u>	<u>1棟の戸数が5を超え<b>10</b>以下のもの</u>	<u>1棟</u>	230,000円

長期優良住宅の普及の						
促進に関する法律第8						
条第1項の規定による	(略)					
認定を受けた長期優良		\PL/				
住宅建築等計画の変更						
の認定の申請に対する	上記2区分以外の場合 (略)					
審査	<u> </u>	201 · 2 /// LI				3,000円
長期優良住宅の普及の	住宅の構	確認書又はそ	一戸建ての(	<u>主宅</u>	<u>1戸</u>	<u>9,000円</u>
促進に関する法律第8	造又は設	の写しが提出	共同住宅	1棟の戸数が5以下のもの	<u>1棟</u>	<u>28,000円</u>
条第1項の規定による	備の変更	された場合	<u>等</u>	<u>1棟の戸数が5を超え<b>10</b>以下のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>40,000円</u>
認定を受けた長期優良		上記以外の場	<u>一戸建ての</u> (	主宅	1戸	<u>30,000円</u>
住宅維持保全計画の変		<u>合</u>	共同住宅 <u>1棟の戸数が5以下のもの</u> <u>1</u>		<u>1棟</u>	<u>75,000円</u>
更の認定の申請に対す			等       1棟の戸数が5を超え10以下のもの       1棟       118,000円		<u>118,000円</u>	
る審査	上記以外の	<u>上記以外の場合</u> <u>1件</u> <u>3,000円</u>				
(略)						

#### 現行

		区分	単位	金額
長期優良住宅の普及の				
促進に関する法律第6	(略)			
条第1項の規定による				
長期優良住宅建築等計	上記以外の場合	(略)	1	
画の認定の申請に対す	一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであ 1棟 230,00		230,000円	
る審査		って1棟の戸数が5を超えるもの		
長期優良住宅の普及の				
促進に関する法律第8				
条第1項の規定による	(略)			
認定を受けた長期優良				
住宅建築等計画の変更				
の認定の申請に対する	上記2区分以外の場 (略)			
審査	合   増改築基準によるとき。   1件		1件	3,000円
(略)				

### 【別記2】

#### 改正後 (案)

以上区 (木)	単位	金額			
	(略)				
5 法 <u>第<b>85</b>条第6項</u> の規定による	許可の期間1月を超えるもの	1件	120,000円		
仮設建築物の建築の許可の申請	許可の期間1月以内のもの	1件	60,000円		
に対する審査					
	(略)				
7 法 <u>第87条の3第6項</u> の規定に	許可の期間が1月を超えるもの	1件	120,000円		
よる一時的な用途変更に係る許 許可の期間が1月以内のもの		1件	60,000円		
可の申請に対する審査					
(略)					

#### 現行

	単位	金額			
	(略)				
5 法 <u>第<b>85</b>条第5項</u> の規定による	許可の期間1月を超えるもの	1件	120,000円		
仮設建築物の建築の許可の申請	仮設建築物の建築の許可の申請 許可の期間1月以内のもの				
に対する審査	に対する審査				
	(略)				
7 法 <u>第87条の3第5項</u> の規定に	許可の期間が1月を超えるもの	1件	120,000円		
よる一時的な用途変更に係る許	よる一時的な用途変更に係る許 許可の期間が1月以内のもの				
可の申請に対する審査					
(暗各)					

#### 飯田市営駐車場条例新旧対照表(最終 平成27年3月26日飯田市条例第19号)

改正後(案)	現行
(普通駐車における使用料の納付)	(普通駐車における使用料の納付)
第5条 普通駐車をした者は、駐車場から退出する際に、駐車券を添えて、別表第1に定める駐車場を使用した時間の区分に応じ、それ ぞれ定める額を合計した額を使用料として市長に納付しなければならない。	第5条 普通駐車をした者は、駐車場から退出する際に、駐車券を添えて、別表第1に <u>規定する使用料を</u> 市長に納付しなければならない。
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
別表第1 (第5条関係)	別表第1 (第5条関係)
【別記 参照】	【別記 参照】

## 【別記】

### 改正後 (案)

駐車場の名称	自動車1台当たりの使用料
中央駐車場	1 駐車の開始から2時間まで 無料
飯田駅駐車場	2 駐車の開始から2時間を超えた場合 30分ごとに100円。ただし、24時間につき2,000円を上限とする。
本町駐車場	
扇町駐車場	

#### 現行

駐車場の名称	自動車1台当たりの使用料
中央駐車場	駐車する時間が60分以下の場合は無料とし、当該60分を経過した時から起算して30分を経過するときまでごとに10
飯田駅駐車場	<u>0円とする。</u>
本町駐車場	
扇町駐車場	